

災害時における緊急調査 当番登録の有効期限の延長について
(お知らせ)

現行の当番登録（2年間登録）の有効期限は令和3年6月30日までですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、現登録者の有効期限を令和4年6月30日まで延長します。

このため、令和3年7月からの登録手続きは不要となります。

なお、新たに令和3年7月から当番登録を希望する業者の公募を令和3年5月21日（金）～6月4日（金）まで行います。

また、現在、当番登録されているが、令和3年7月からの当番登録を辞退したい場合は、同期間に辞退届を提出してください。

詳細については、県ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kinkyuchousaitakuboshu.html>

長野県建設部
技術管理室